

横浜市の待機児童対策について



横浜市こども青少年局 保育対策課

横浜市の概況



- 横浜市は、政令指定都市で、日本最大の基礎自治体
- 人口は戦後一貫して増え続け、ピークは平成31年と予測
- 就学前児童数は平成16年をピークに減少しており、少子高齢化が着実に進んでいる



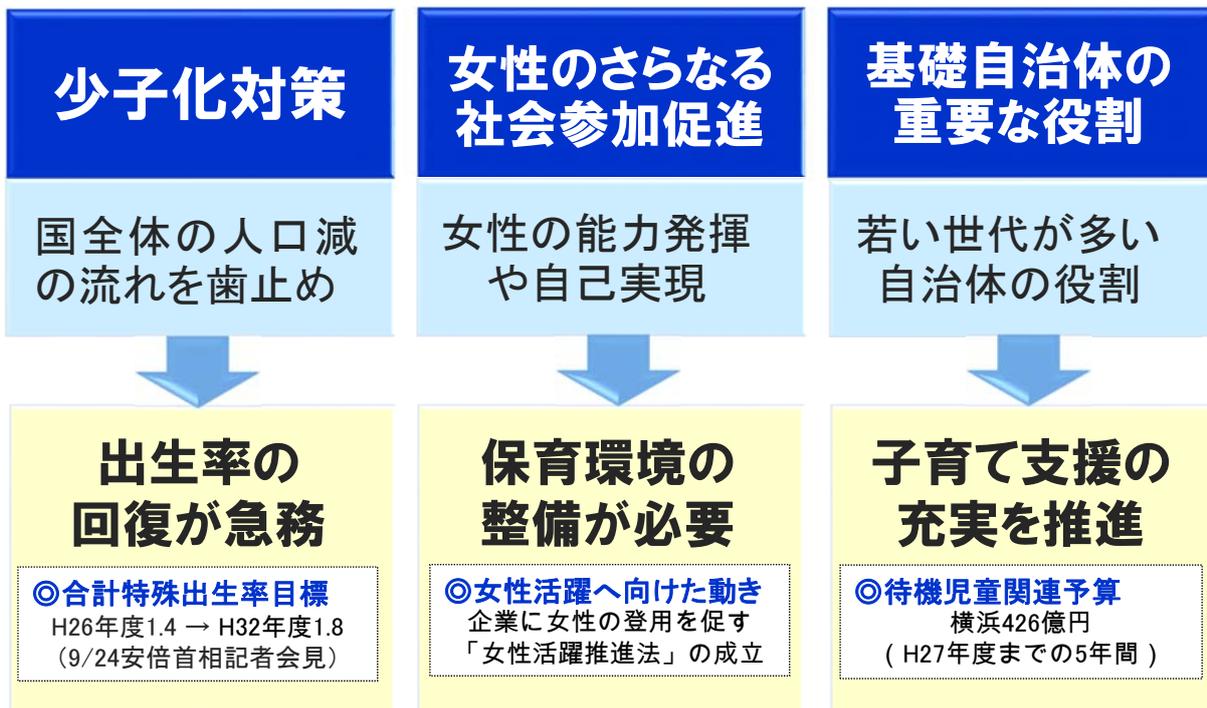
【横浜市の将来人口推計値 年齢3区分の割合】



資料:横浜市将来人口推計 政策局作成

面積	435.23 km ²
人口	3,726,365 人
0~5歳児童数	185,564 人
世帯数	1,652,211 世帯
世帯あたり人数	2.26 人
合計特殊出生率	H25年度 1.31 人

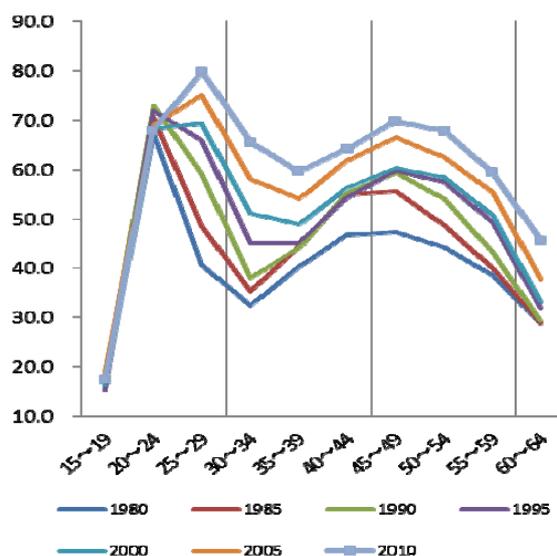
2016年4月現在



「女性の活躍」は日本の成長戦略の中核

女性ならではの力を、もっと社会に活かすとき。(柔軟な視点や受容力、共感力、感受性といった強み)

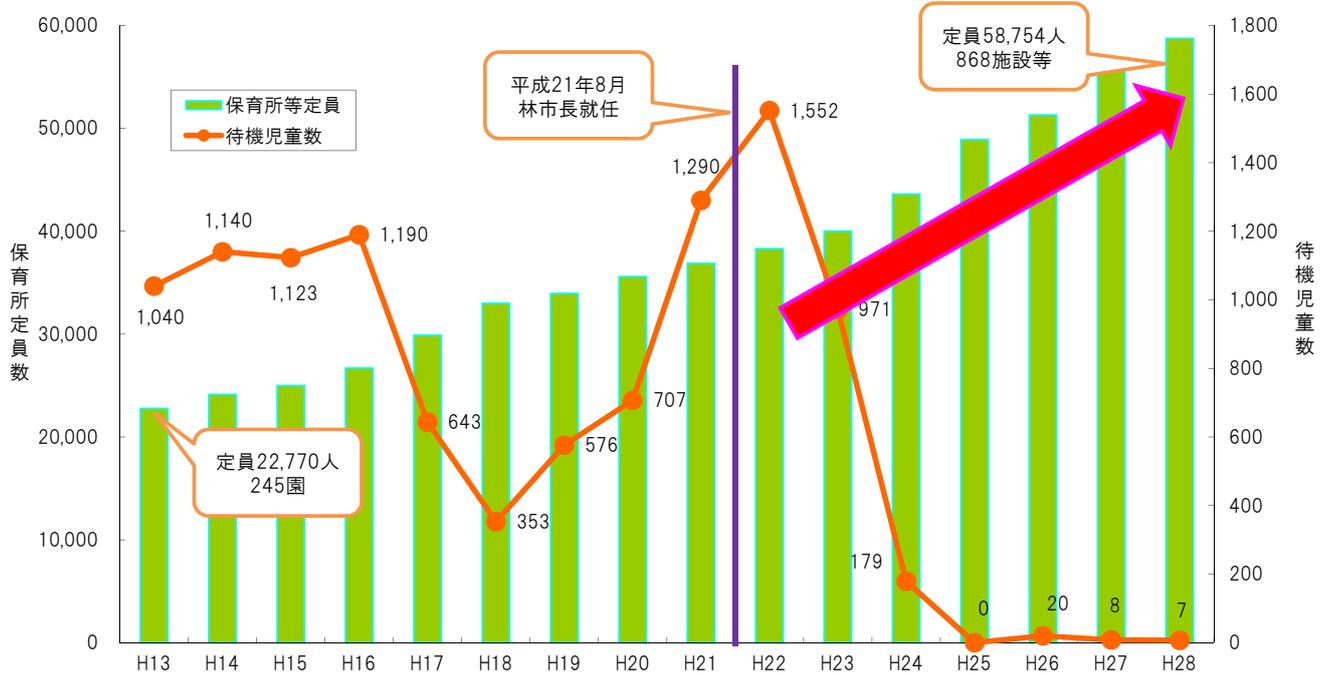
そのために、子育て支援の充実を図ることが何よりも重要。



横浜市女性の年齢階級別労働力率

子育て支援と女性の活躍が日本の成長の鍵となる

●平成25年4月にゼロを達成 ⇒ 今後もゼロを目指す



保育所待機児童って何？

待機児童数とは、厚生労働省の通知に基づき、4月と10月の年2回集計しているもの。

具体的には、保育所等の利用申込をしたにも関わらず、定員超過により利用できなかった児童(保留児童)のうち、**国の指針に基づいて除いてよいとされている項目**を除いて集計しています。

待機児童数 = 保留児童数 -

- 〔横浜保育室等入所者数(※1)
- + 育休取得者数(※2)
- + 主に自宅で求職活動している家庭の児童数
- + 特定園希望者等(※3) 〕

除いてよいとされている項目

※1 横浜保育室、幼稚園預かり保育、一時保育、乳幼児一時預かり施設等の利用者

※2 育児休業中の家庭の児童

※3 特定の保育所等のみを希望する児童、近くに空きがあるにも関わらず入所を希望しない児童など

保育所待機児童って何？



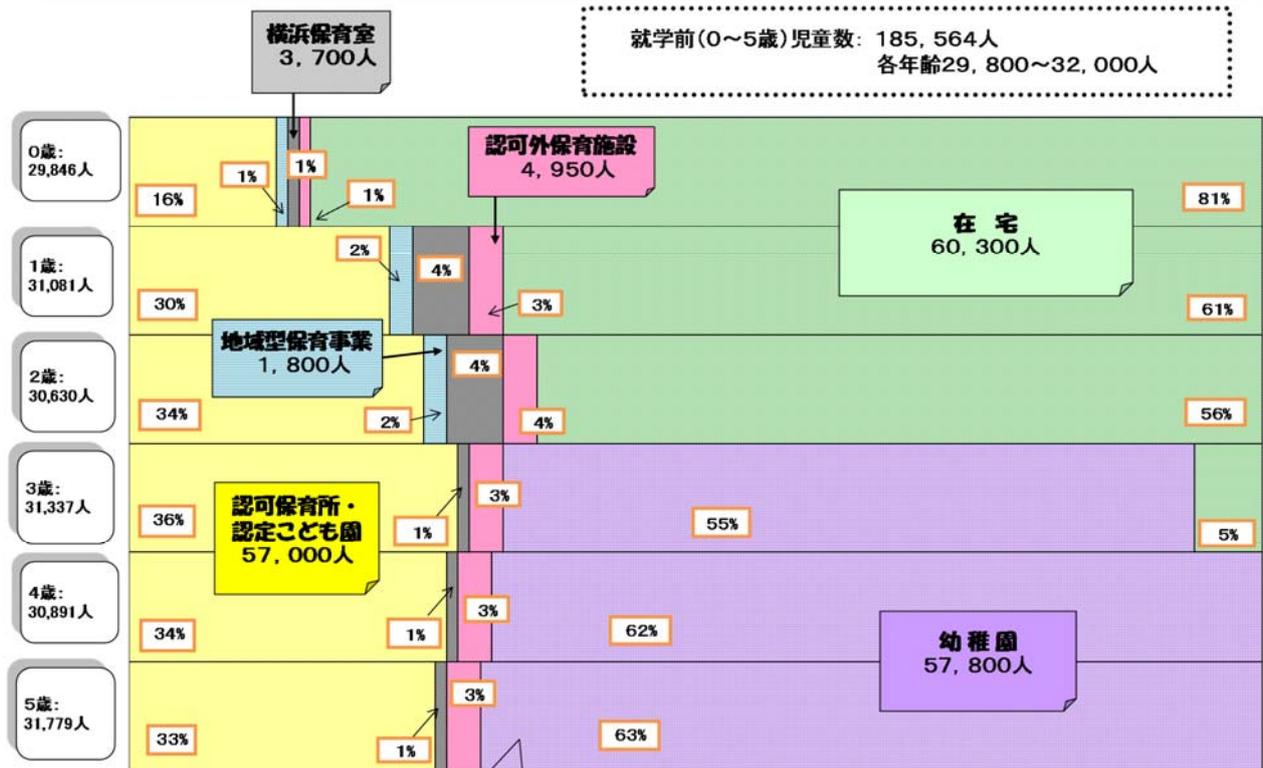
●待機児童数等の状況

区分	26年4月	27年4月	28年4月	28年-27年
就学前児童数	188,540	187,595	185,564	▲ 2,031
保育所等利用申請者数(A)※	52,932	57,526	61,873	4,347
利用児童数(B)※	50,548	54,992	58,756	3,764
保留児童数(C)=(A)-(B)	2,384	2,534	3,117	583
横浜保育室等入所数(D)	1,140	926	987	61
横浜保育室	863	678	586	▲ 92
川崎認定保育園		12	12	0
家庭的保育事業	107			0
幼稚園預かり保育	19	22	44	22
事業所内保育施設	44	43	50	7
年度限定型保育事業	18	53	131	78
一時保育等	89	118	164	46
育休関係(E)(*1)	281	334	420	86
主に自宅で求職活動されている方(F)(*2)	210	332	366	34
特定保育所等のみの申込者など(G)(*3)	733	934	1,337	403
待機児童数(H)=(C)-[(D)+(E)+(F)+(G)]	20	8	7	▲ 1

※平成27年4月から保育所・認定こども園のほか、地域型保育（家庭的保育、小規模保育、事業所内保育）を含む。

(*) 補足説明
 *1 育休関係：4月1日に育休を取得されている方
 *2 主に自宅で求職活動されている方：ご自身等でお子さんをみながら、インターネットなどを利用し、在宅で職を探している方
 *3 特定保育所等のみの申込者など：1か所しか申し込んでいない方、2か所以上申し込んだにもかかわらず、第1希望等の保育施設が利用を望んでいない方、申し込みをされた園や自宅の近くに利用可能で空きがある保育施設があるにもかかわらず利用を希望されない方 など

就学前児童の在籍状況(平成28年4月)



横浜市の保育所待機児童の状況(平成28年4月)



		H18.4.1 ①	H28.4.1 ②	増減 ②-①	①に対する②	
横浜市全体	0~5歳の児童数	198,183	185,564	-12,619	0.94	
	保育所の入所申込数	32,999	61,873	28,874	1.87	
マンションや宅地の開発などが進んでいる地域	鶴見区	0~5歳の児童数	15,040	16,319	1,279	1.09
		保育所の入所申込数	2,682	6,007	3,325	2.24
	港北区	0~5歳の児童数	17,280	19,091	1,811	1.10
		保育所の入所申込数	2,925	6,904	3,979	2.36
マンションや宅地の開発が落ち着きつつある地域	金沢区	0~5歳の児童数	10,833	8,750	-2,083	0.81
		保育所の入所申込数	2,060	3,128	1,068	1.52
	瀬谷区	0~5歳の児童数	7,863	5,932	-1,931	0.75
		保育所の入所申込数	905	1,580	675	1.75

保育所待機児童対策

保育所待機児童
解消プロジェクトで
検討



～保育所整備（ハード）に加え、ニーズや課題に柔軟（ソフト）に対応～

ニーズ・課題

横浜市の対応

・短時間勤務を希望していても、フルタイム仕様の保育所以外に、こどもをあずける場所がない

一時預かりなど、多様な保育サービスを充実

・保護者は「預ける＝認可保育所」と思っている
・区役所の窓口で、認可保育所以外の情報が少ない

保育コンシェルジュを配置し、多様な保育サービスを、適切に保護者と結び付ける

・地域特性や地域資源を活用した効果的・効率的な取組が必要

区役所を主体とする推進体制の整備

・認可保育所と本市が認定する横浜保育室の保育料に格差

保育サービス間で不公平感のない、適正な料金設定

①保育所整備における特徴的な取り組み

●株式会社による運営

- ・平成12年3月の国通知により、株式会社の参入が認められた。
- ・横浜市では、平成14年6月に、株式会社による認可保育所を初めて設置。
- ・28.4.1現在 私立保育園596か所のうち、企業立が216か所。(36.2%)

●土地と法人のマッチング

- ・保育所整備に適した市有地が不足しているため、整備可能な民有地と 保育運営事業者をそれぞれ公募し、土地マッチングを行って整備。



▲道路高架下の
屏風ヶ浦はるかぜ保育園の外観

●あらゆる資源を有効活用

- ・道路や鉄道の高架下、横浜国立大学の構内

②待機児童の中心を占める低年齢児への対応

待機児童の多くを占める3歳未満児への対応として、

- 平成9年度～ 横浜市独自の基準を満たした 横浜保育室(認可移行支援中)
- 平成22年度～ NPO法人等を活用した家庭的保育(H27～地域型へ移行)
- 平成26年度～ 小規模保育モデル事業(H27～地域型保育事業へ移行)
新設園4, 5歳児室を活用した年度限定保育(H28～利用料の2段階設定)
- 平成27年度～ 基本的に地域型保育事業(小規模保育事業等)を推進
を地域の特性に応じて整備。

③-1 多様な保育ニーズへの対応

●乳幼児一時預かり事業

育児に対する負担感及び不安の軽減を図るほか、多様な働き方に応じた保育サービスを提供するために、認可外保育施設や小規模保育施設に併設した場所で一時預かり事業を実施。

③-2 多様な保育サービスの充実

- 私立幼稚園等預かり保育
 - 平成9年度から、全国に先駆けて開始。
 - 保護者の就労を要件として、**保育所と同様の11時間保育(7:30~18:30)**を行う。
 - 28年4月の幼稚園・認定こども園 280園
 - ⇒ 預かり保育実施園 175園(62.5%)



▲私立幼稚園預かり保育の様子

- * 預かり保育実施幼稚園・横浜保育室連携モデル事業
 - 平成24年度から開始。
 - 横浜保育室(0~2歳)と、預かり保育実施幼稚園(3~5歳)が、**幼稚園の入園枠確保**、園庭開放、園児の交流などで連携。
 - 平成28年3月現在、幼稚園・認定こども園10園と横浜保育室等14施設が連携。

④丁寧な対応(ニーズ把握と適切なサービスの情報提供)

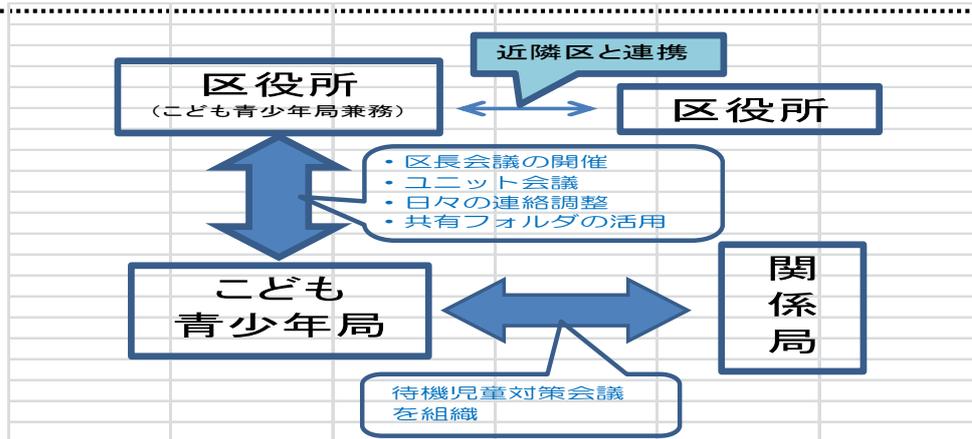
- 保育・教育コンシェルジュ
 - 全国初の取組(平成23年2月開始)。
 - 開始当初は3区3人で始まり、28年4月時点では18区で27人を配置。

- ・保育を希望する保護者の方の相談に応じて個々のニーズを把握し、最も適した保育資源や保育サービスの情報提供を行う。
- ・また、アフターフォローとして、保育所に入れなかった方に対し、他に利用可能な保育サービスを紹介するなど、きめ細かく対応。



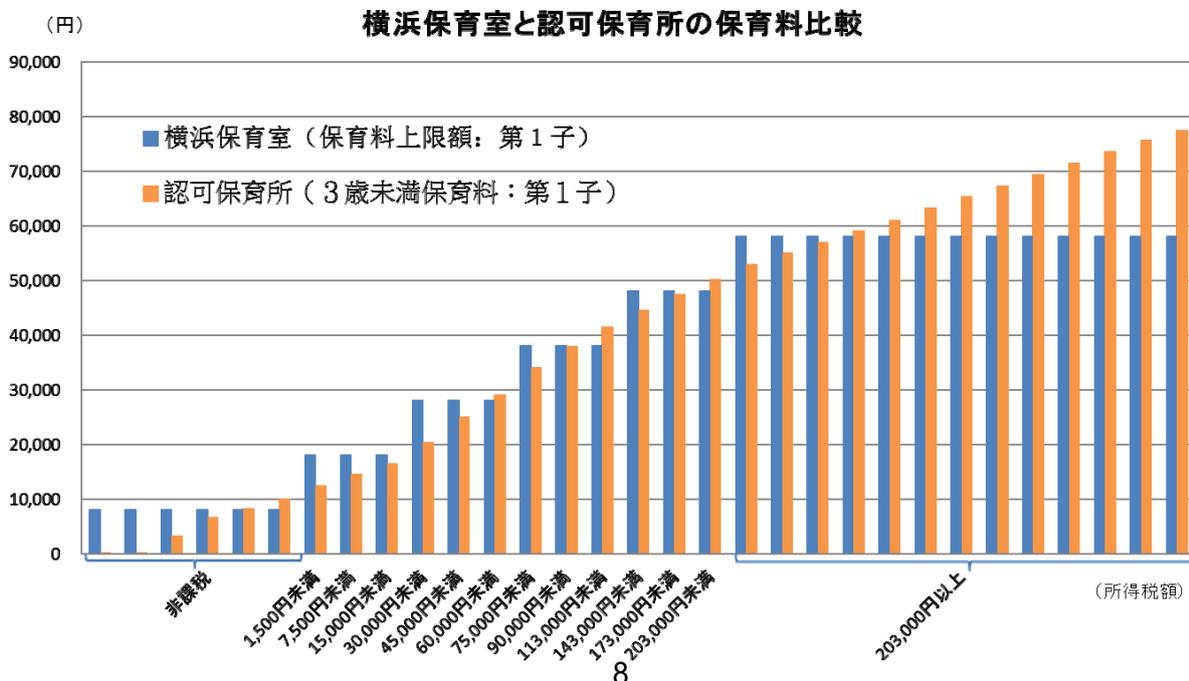
⑤区役所の機能強化と区局連携での取組

- 区役所を中心とした、地域の状況に応じたきめ細かな対応
区長を先頭に待機児童対策にきめ細かく対応。
- 26年度から、こども青少年局を兼務する係長のほか、待機児童対策を担当する職員を配置し、区局連携した取組を推進。
- 区はニーズ状況や保育資源を地域別に分析。



⑥適正な料金設定

- 横浜保育室を利用される方の所得に応じて最大5万円を補助

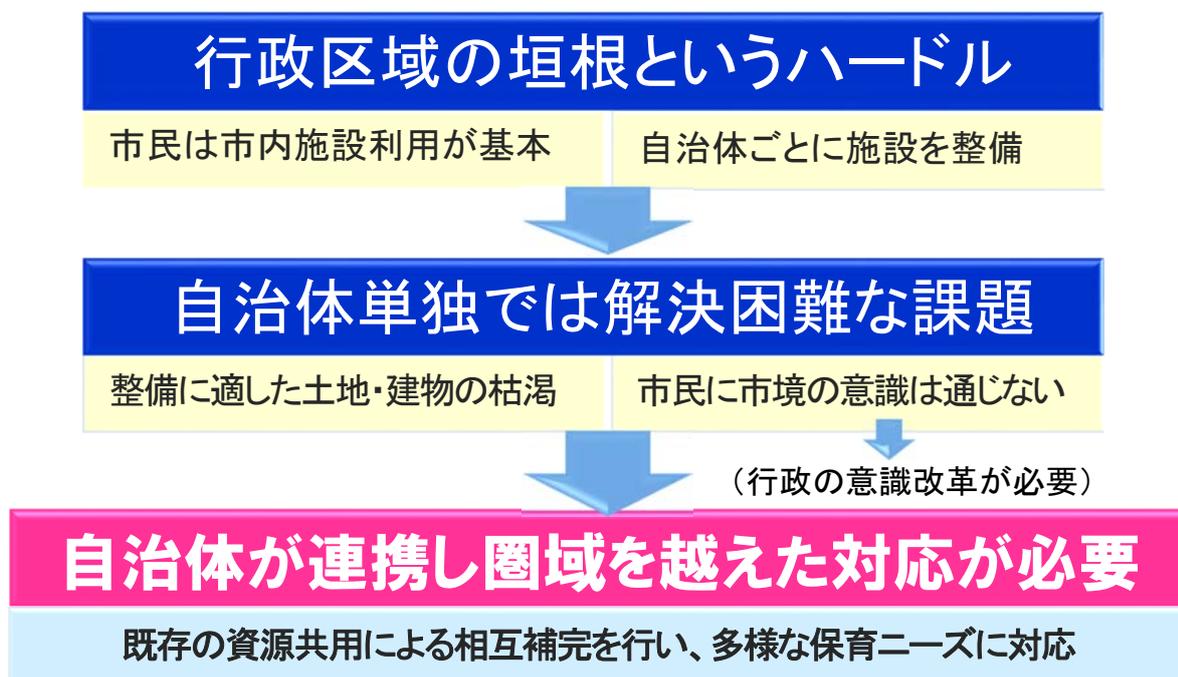


全国初！川崎市と待機児童対策に関する連携協定を締結 (平成26年10月27日)

- ①市境の土地での保育所の共同整備
(平成28年4月1日に、第1号となる「幸いづみ保育園」が開所。)
- ②横浜保育室と川崎認定保育園の利用に関すること
- ③保育士確保対策 など



連携協定締結の背景



- ・認可保育所等
- ・横浜保育室



受入

横浜市



入所申込

市境

<協定の連携・協力事項>

◎市境の保育所等の共同整備

◎保育施設の相互利用

◎保育士の確保対策

- ・保育施策の研究や情報共有
- ・国等への要請
- ・その他

入所申込



川崎市



受入

- ・認可保育所等
- ・川崎認定保育園

広域における待機児童対策の更なる推進



新たな待機児童対策

H27.5 副市長プロジェクトの設置

- 平成27年4月の待機児童数は8人だったが、
- 保育ニーズや人口動態の地域差が顕著となり、保育ニーズが高い地域ほど用地の確保が困難
 - 保育士不足がより深刻化など、新たな課題が顕在化。

そこで、新たな課題を解決し、平成28年4月以降の待機児童ゼロ継続を目的に、区局横断で全庁的に待機児童解消施策を検討するため、副市長プロジェクトを設置。



保育の「量の拡充」と「質の維持・向上」は両輪

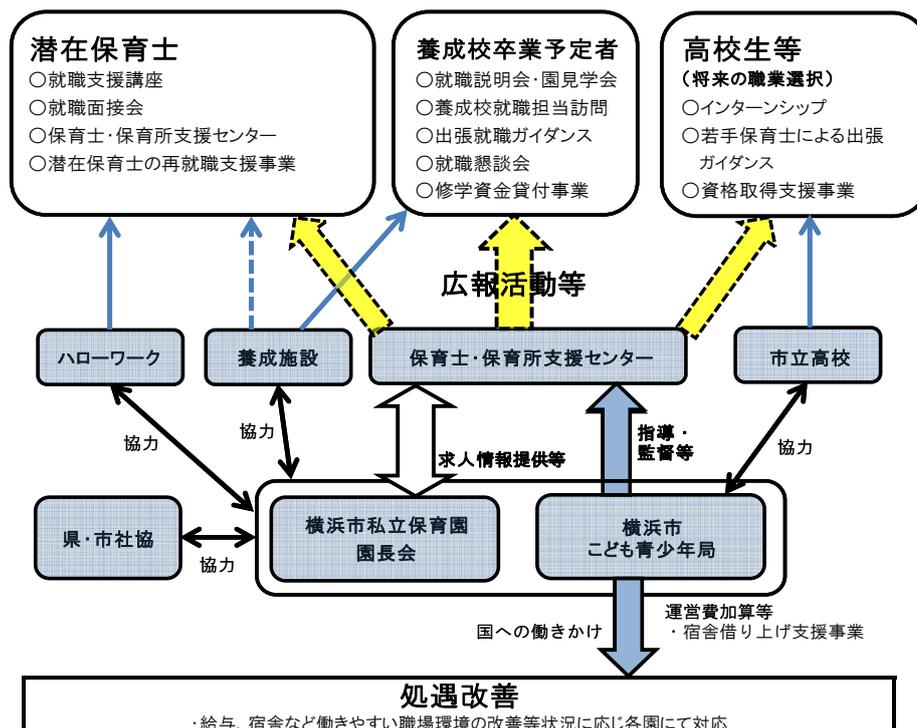
- 保育所や多様な保育サービスなどの受け皿を拡充しているが、「質」を伴う「量」の拡充が必要。
- 全国で待機児童対策が本格化する中で、29年度末には、保育の担い手である保育士が全国で計9.0万人不足する見込み。



～保育士確保に向けた取組～

- 「潜在保育士の復職支援」、「県外及び県内の新卒保育士の就職支援」等を実施し、**即戦力の確保**に取り組む
- 「保育所での高校生インターンシップ」を実施し、**将来の保育士候補を支援**
- 「保育士の宿舍借り上げ支援」や、都市部における保育所運営費の加算など、**保育士の処遇改善**につながる助成制度を国へ要望し、実現

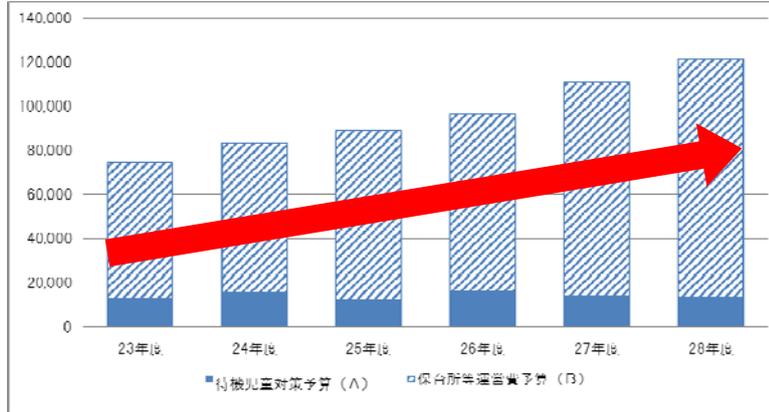
保育士確保の取組について



待機児童対策及び保育所等運営予算の変遷



●23年度からの5年間で約469億円増(63%増)、一般会計予算に占める割合8%(2.6%増)



年度(当初予算額)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
待機児童対策予算(A)	12,841	15,727	12,540	16,265	14,276	13,591
保育所等運営費予算(B)	61,782	67,685	76,305	80,201	96,383	107,953
横浜市一般会計予算(C)	1,389,914	1,409,708	1,398,557	1,418,208	1,495,465	1,514,316
(A+B) / (C)	5.4%	5.9%	6.4%	6.8%	7.4%	8.0%

※25年度予算(A)の中に、横浜保育室認可移行支援の経費を含めています。
 ※25年度予算(C)は、土地開発公社負担金を除いたもので、25年2月補正予算分は含めていません。
 ※27年度予算(A)(B)は、保育所・認定こども園のほか、地域型保育(家庭的保育事業・小規模保育事業・事業所内保育事業・居宅訪問型保育事業)の経費を含めています。

保育所待機児童対策～放課後児童施策の充実



「待機児童の早期解消に向けて、『横浜方式』を全国に横展開していきたい」(安倍総理大臣成長戦略スピーチ、平成25年4月19日)



「待機児童解消加速化プラン」に反映
～29年度での待機児童解消を目指す～



保育所待機児童ゼロの継続

・・・さらに、放課後児童施策の充実(小1の壁の打破)

子ども・子育て支援新制度(平成27年度施行)

切れ目のない総合的な子ども・子育て支援

認可保育所の皆様へ

29 年 4 月から 年度限定保育事業で「空きスペース」を活用しませんか？

横浜市では、空きスペース等を有効活用し、認可保育所等を利用できなかった 1、2 歳児の「保留となった児童」を対象に年度を限定して保育していただく年度限定保育事業（以下、年度限定）を実施しています。

年度限定は、実施保育所と保護者ともにメリットの大きい事業です。貴保育所においても、是非、活用をご検討ください。

1 事業の概要（受け入れできる児童の年齢や人数は保育所ごとに異なります。）

区分	内容	
実施保育所の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・空いているスペース等を活用し、児童を安全に受け入れられる態勢が確保されている。 ・この事業の児童を受け入れても、「横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」で定める設備及び運営の基準を満たしている。 	
事業実施年度	① 平成 29 年度（1 年度限定型保育） ② 平成 29・30 年度（2 年度限定型保育）	
対象児童	保育所等の利用が「保留」となった児童 （29 年 4 月利用開始の場合、2 次利用調整の結果、保育所等の利用が決定していない児童） 1 歳児（平成 27 年 4 月 2 日から平成 28 年 4 月 1 日生まれ） 2 歳児（平成 26 年 4 月 2 日から平成 27 年 4 月 1 日生まれ）	
利用できる年度	① 1 年度限定型保育の場合	② 2 年度限定型保育の場合
	1 歳児、2 歳児とも 平成 29 年 4 月 1 日～ 平成 30 年 3 月 31 日（1 年）	1 歳児が、翌年 2 歳児で保留児童になり、継続して利用を希望する場合は、 平成 29 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日（2 年） 2 歳児は、 平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日（1 年）
保護者の要件	家庭において保育できない方 （「横浜市保育所等利用案内」に掲載している保護者の状況に該当する方）	
申込方法等	実施保育所に直接申込み 【必要な書類】 （1） 年度限定保育事業利用申請書（第 16 号様式） （2） 子ども・子育て支援給付支給認定証の写し （3） 平成 29 年度の施設・事業利用調整結果（保留）通知書の写し （4） 平成 29 年度の支給認定決定通知書の写し 実施保育所は、児童及び保護者が利用要件を満たしていることを確認して、利用の可否を決定し、申込者に連絡します。	
事業実施日・時間	実施保育所の開所日時と同一です。	
基本保育料	保護者費用負担分（支給認定決定通知書の負担区分により、上限 40,000 円または 60,000 円／実施保育所が徴収）と横浜市補助金（125,000 円または 105,000 円）との合計額（165,000 円／1 人あたり）。短時間認定の方も同一料金で基本保育時間（11 時間）の利用が可能です。	
延長保育料、間食代、夕食代	延長保育等の利用料については、基本保育料とは別に実施保育所ごとに設定する次の料金を保護者から直接徴収していただきます。 ●延長保育料（※）：30 分あたり月額 1,700 円を上限 （※）別途、横浜市から 30 分あたり月額 1,700 円を助成します。 ●間食代：2,500 円を上限 ●夕食代：7,500 円を上限	
その他	この事業を利用できるのは、横浜市内在住の方です。ただし、横浜市内の保育所等や横浜保育室で保育業務に従事するに際して、家庭において保育できない場合には、横浜市内在住の方でも利用できます。利用料は「きょうだい軽減」の対象にはなりません。	

2 実施保育所のメリット

定員割れによる空きスペースを活用することで、実績に応じた補助金が入ります。

【月額料金】1人あたり（1・2歳児同額）保護者負担額は実施保育所が直接徴収します。

区分	横浜市助成金	保護者負担額（※）	合計	
基本保育料（基本保育時間 11 時間）	負担区分 A～D10 の方		（上限）165,000 円	
	125,000 円	（上限）40,000 円		
	負担区分 D11～D27 の方			
	105,000 円	（上限）60,000 円		
時間延長サービス（基本保育時間より前の時間または超えた時間の利用）	30分あたり 1,700 円	30分あたり （上限）1,700 円	30分あたり （上限）3,400 円	
間食代（18:30 を超えて 19:30 までの利用）	—	（上限）2,500 円	（上限）2,500 円	
夕食代（19:30 以降閉所時間までの利用）	—	（上限）7,500 円	（上限）7,500 円	
障害児保育児童	軽度（3：1）	108,700 円	—	108,700 円
	中度（2：1）	167,400 円	—	167,400 円
	重度（1：1）	213,000 円	—	213,000 円
特別支援保育児童	64,600 円	—	64,600 円	

（※）表の金額を上限に、実施保育所ごとに設定します。

3 保護者のメリット

利用調整の結果、認可保育所等の利用が決定しなかった児童が、期間限定ではありますが、認可保育所の預け先を直接契約で確保できます。また、利用調整において、調整指数が加点されます。

利用する実施保育所の区分と利用した年度		1歳児の場合	2歳児の場合
1年度限定型保育	平成28年度末まで利用	調整指数+5	調整指数+5
2年度限定型保育	平成28年度末まで利用	調整指数+1	調整指数+5
	平成29年度末まで利用	調整指数+1	調整指数+5

※2年度限定型保育を実施する保育所を1歳児で利用した場合の平成30年度の利用調整では、「調整指数+1」として扱います。その他の場合は「調整指数+5」です。

4 事業実施に向けたスケジュール

	横浜市（区役所）	事業実施保育所
28年 10月	実施検討保育所との調整	事業実施に向けて、ご検討いただきます。 （受入場所、受入人数、保育士の確保状況等）
11月		
12月	最終意向確認	4・5歳児の申請状況を把握し、実施に向けた調整を行います。
29年 1月	下旬：1次の結果、保留となった方に「年度限定保育事業」の実施園をご案内します。	年度限定型保育事業の事業実施届（第1号様式）を区役所（園所在区）を通じて、保育対策課へ提出します。
2月	10日：入所申込2次締切	
3月	月上旬：2次の結果、保留となった方に「年度限定保育事業」の実施園をご案内します。	2次結果通知発送の翌日から、利用申込受付を開始します。実施保育所が利用の可否を決定し、保護者に連絡します。
4月		1日：保育開始

保育・教育コンシェルジュ事業について

保育・教育コンシェルジュとは？

市の非常勤嘱託員である保育・教育コンシェルジュは、保育サービス等に関する専門相談員です。保育サービス等を希望する保護者の相談に応じ、認可保育所のほか、認定こども園や横浜保育室、一時預かり事業、幼稚園預かり保育などの保育サービス等について情報提供を行います。保護者ニーズと保育サービス等を適切に結びつけることを目的とし、各区のこども家庭支援課に配置しています。

具体的な業務は？

1. 保育サービス等に関する相談・情報提供業務

区役所窓口や出張先において、保育サービス等を希望する保護者の相談に応じ、個別のニーズや状況に合った保育サービス等の情報提供を行います。

2. 利用調整の結果、保留となった方に対するアフターフォロー業務

保護者の方に、保育状況や意向の確認を行い、ニーズに合った保育サービス等の情報提供を行います。

3. 保育サービス等の情報収集業務

区内を中心とした保育サービス等の提供施設と連携を図るため、入所状況、サービス利用状況等の情報を収集します。さらに、収集した情報をデータ整理し、相談・案内時に情報提供できるツールとしてまとめます。

4. 利用者支援事業に伴う地域子育て支援拠点との連携業務

地域子育て支援拠点における横浜子育てパートナーと、相談内容・対応状況を確認するなどして、情報共有します。

※保育サービス等・・・認可保育所、認定こども園、認可外保育施設（横浜保育室※1、川崎認定保育園※2、一般認可外保育施設、事業所内保育施設、ベビーホテル）、家庭的保育事業、小規模保育事業、幼稚園、私立幼稚園預かり保育※3、一時保育、乳幼児一時預かり、横浜子育てサポートシステム等

※1「横浜保育室」とは、横浜市が独自に定める、設備や保育水準を満たす認可外保育施設。
（0～2歳児までが軽減助成の対象）

※2「川崎認定保育園」とは、川崎市が独自に定める、設備や保育水準を満たす認可外保育施設。
（0～5歳児まで保育料補助制度あり）

※3「私立幼稚園預かり保育」とは、市長の認定を受けた私立幼稚園が、保育を必要とする園児に対し、幼稚園の正規教育時間を含み日中11時間以上（土曜日は8時間以上）の保育を実施する制度。

各区の配置状況は？

23年2月にモデル事業として鶴見区、泉区、瀬谷区の3区に1名ずつ配置し、その後23年6月に残り15区に1名ずつ配置して、全区配置となりました。

23年10月には、保留児童数が多い港北区、鶴見区、神奈川区の3区に1名を増配置し、2名体制としました。さらに、25年10月から、多くの保留児童が見込まれる6区に1名を増配置、平成28年10月にも6区に1名を増配置しました。

現在は、18区33名（3区：3名、9区：2名、6区：1名）の体制で、保護者の方に寄り添った、きめ細かいサービスに取り組んでいます。

どんな人がコンシェルジュになるの？

保育・教育コンシェルジュは市の非常勤嘱託員です。

保育に関心があり、子育て中の方を応援したいという意欲のある人を各区で公募し、作文や面接等で選考しました。保育士等の資格は特に求めていません。

保育サービス等に関する基本的な知識や接遇対応などについては局で、窓口での個別的な対応方法については各区で研修を行います。

各区保育・教育コンシェルジュの勤務日時は？

週30時間勤務です。勤務パターンは2つあり、1つは9時～16時・週5日勤務、もう1つは8時45分～17時15分・週4日勤務（公休日は各区で設定）となっています。

各区の状況に合わせ、区ごとに勤務パターンを選択しています。

研修内容は？

対象人数によりますが、1日程度、こども青少年局で研修を行います。その他各区の個別的な内容については各区こども家庭支援課で研修します。

<こども青少年局で行う研修内容>

項目	詳細
横浜市の待機児童について	待機児童施策の経過や待機児童数について学びます。
区役所の業務について	配属される区福祉保健センターの業務内容について学びます。こども家庭支援課だけでなく関連部署の業務についても学びます。
保育・教育コンシェルジュの役割	保育・教育コンシェルジュの業務について学びます。
認可保育所（入所の仕組み）について	認可保育所等の入所の仕組み（申し込み～選考結果が出るまで）を学びます。
保育施設と保育サービスについて	認可保育所以外の代替資源について学びます。
相談事例のロールプレイ	相談者役、保育・教育コンシェルジュ役に分かれ、相談場面のロールプレイを行い知識の定着を図ると共に、相談対応の基礎を学びます。
接遇マナー研修	市民対応に必要な接遇マナーを学びます。

横浜の私立保育所で働きませんか

～就職先に横浜市内の私立保育所を
検討されている方へ～



横浜の保育の特色のご紹介

横浜で働く保育士にはメリットがたくさん。就職先はぜひ横浜市内の私立保育所へ！

横浜市内の私立保育所に就職を考えています >>> こんな方には次の催しが用意されています

●市内保育所見学ツアー

バスに乗って、横浜市内の私立保育所数か所を見学します。園内見学や園長先生と懇談することなどにより、複数の園を比較検討して、自分に合った就職先を見つけることができます。



●就職面接会



保育所や認定こども園の運営事業者が参加する「就職面接会」を年5回開催しています。会場では各園を紹介するブースにて、どのような保育を実践しているかなどのお話を聞けるとともに、休暇や給料についてなど就職に関する一般的な相談をすることもできます。

横浜市内で一人暮らしをしながら働きたい >>> こんな方には次の事業が用意されています

●家賃助成制度(保育士宿舎借上げ支援事業)

保育士向けに宿舎(賃貸マンション等)を用意した運営事業者に対し、経費の一部を助成する事業です。宿舎に入居する保育士は、住居費が一切かからない場合もあります。詳しくは就職先の担当者に確認してみてください。



働きながら学び続け、保育士として成長したい >>> こんな方には次の事業が用意されています

●職員研修事業

保育現場で実際に子どもに対応するとなると、迷ったり、悩んだりすることが多いものです。そんな時は私立保育園園長会や横浜市などが実施している研修が役に立ちます。子どもの育ちを支えるために必要なこと・保護者の対応・障害のあるお子さんへの対応・子どもの健康やアレルギー対応など、保育現場で役立つテーマでたくさんの講座が開催されています。



●ネットワーク事業

私立保育所と市立保育所が連携して、保育の実践研修や子育て支援に関するイベントを共同実施する等様々な取組を行っています。

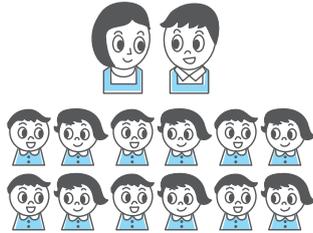
保育所相互で保育士のスキルアップに関する意見交換や子育て支援にノウハウの共有が進み、保育所が相互に連携して課題解決に取り組んでいます。

横浜市では働きやすい職場環境づくりを促進しています！

職員配置が手厚い

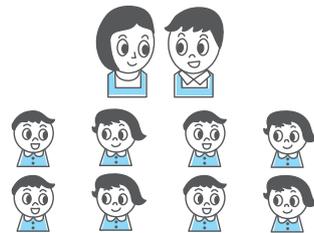
子どもの数に応じて保育士を配置する基準が、横浜市では他都市よりも手厚くしており、一人ひとりの子どもにしっかりと丁寧に関わることができます。

☆国基準



国基準では保育士2人で1歳児12人

☆横浜市



横浜市では保育士2人で1歳児8人

給与改善制度が充実

横浜市では、国の制度（給与等を改善していく仕組み）にプラスして、助成をしています。

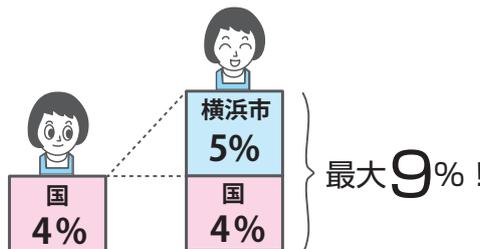
☆国の賃金改善のための助成
「処遇改善等加算（3～4%）」



☆横浜市では

「処遇改善等加算（3～4%）」+
「職員処遇改善費（1～5%※）」

※加算率は勤務される保育施設での平均勤続年数によって決まります。



▶ 処遇改善とは……
給与等の改善や研修の充実をとおして、やりがいのある職場を作り、職員が長く働ける環境を整えることです。

さらに、横浜市では、キャリア形成など皆さんが長く働ける環境を整えています。ぜひ横浜市内で働いてみませんか。



お問い合わせ先

横浜市こども青少年局保育対策課 Tel: 045-671-4469 Fax: 045-663-1925
HP アドレス : <http://www.city.yokohama.lg.jp/kodomo/>